

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成 2 2 年西宮市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 号中「学校保健安全」を「児童生徒支援課に置かれる学校保健及び学校安全を担当する」に改める。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）
【略】 （協議会の組織） 第16条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 事業場総括安全衛生管理者 (2) <u>児童生徒支援課に置かれる学校保健及び学校安全を担当する</u>課長及び教育総務課長、教育職員課長の職にある者 (3) 安全衛生管理者のうちから教育長が指名した者 5名 (4) 産業医のうちから教育長が指名した者 1名 (5) 教職員で健康管理に関して経験を有する者のうちから教育長が指名した者 5名 【略】	【略】 （協議会の組織） 第16条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 事業場総括安全衛生管理者 (2) <u>学校保健安全</u>課長及び教育総務課長、教育職員課長の職にある者 (3) 安全衛生管理者のうちから教育長が指名した者 5名 (4) 産業医のうちから教育長が指名した者 1名 (5) 教職員で健康管理に関して経験を有する者のうちから教育長が指名した者 5名 【略】